



キヤノン株式会社との訴訟につきまして

キヤノン株式会社と株式会社プレジール及びその製造元であるエステー産業株式会社、その他当社の販売代理店4社の合計6社との間で、プレジール製キヤノン互換インクカートリッジがキヤノン株式会社の保有する「LED付カートリッジに関する特許権」を侵害しているとして争われておりました訴訟につきまして、2011年9月29日最高裁判所において、当社を含めた6社の上告を棄却する旨の決定がなされましたので、お知らせ致します。

今般の最高裁判所の決定により、販売の差し止めを求める訴訟における当方の主張が認められず、後記のプレジール製キヤノン互換インクカートリッジについて敗訴が確定致しました。

これまでの経緯と、今後の対応につきましてご案内致します。

(訴訟の経緯)

※敬称略

2008年10月	キヤノンが弊社の販売する一部製品について、キヤノンの保有する特許第3793216号を侵害するとして、東京地方裁判所に販売差し止めを求めて仮処分を申請
2009年2月	キヤノンが東京地方裁判所に本訴を提起
2009年5月	プレジール側が特許庁に対して、キヤノンの保有する特許第3793216号の無効を求める審判を請求
2010年1月	特許第3793216号の請求項1ないし7に係る発明について進歩性を欠くとして特許を無効とする審決を特許庁が下す
2010年2月	特許庁の無効審決に対する審決取消訴訟をキヤノンが知財高裁に対して提訴（事件番号 平成22年（行ケ）第10056号）
2010年2月	キヤノンが仮処分申請を取下げ
2010年6月	東京地方裁判所にて販売差し止めの本訴についてプレジール側敗訴の判決が言い渡される
2010年7月	知的財産高等裁判所に対してプレジール側が控訴 特許無効の審決取り消しを求めてキヤノンが提起した訴訟と同じ部で審理が行なわれる
2011年2月	知的財産高等裁判所にてプレジール側が敗訴
2011年2月	最高裁判所に上告
2011年9月	上告を最高裁判所が棄却

(対象製品)

PLE-C07EB, PLE-C07EC, PLE-C07EM, PLE-C07EY, PLE-C07EPC, PLE-C07EPM
PLE-C07E3P, PLE-C07E4P, PLE-C07E09B5P

(対象製品を主として販売していた期間)

2008年9月～2011年2月

※型番によって日数が前後します。

(背景)

本訴訟は、プレジールがキヤノン製純正インクカートリッジと同様に使用できる製品を開発し販売を開始した直後に訴訟をキヤノンより提起され、およそ3年の長期にわたって争ってきたものです。

当社及び当社グループでは、製品の開発に際して、メーカーの保有する特許の有効性を十分に吟味しており、決してメーカーの特許を軽視して事業を行っているわけではございません。

しかし一方で過度の知的財産権の保護は、企業間の競争を阻害し、ユーザーの選択を奪うもので結果として社会の利益とならないとの思いから、慎重に開発及び販売を行ってきておりました。

特許庁においても2010年2月には当方の主張が認められ、当該特許について「進歩性を欠き無効である」といった判断を一度は頂いておりました事もそういった我々の考え方が認められた一端だと考えております。

しかしながら、2011年2月には東京地裁に続いて知財高裁にてプレジールの敗訴の判断が再度下され、その時点で「エンドユーザーの皆様やお取り扱いの販売代理店の皆様にご迷惑をおかけする事はできない」との思いから、当該特許の対象物を市場から積極的に引き上げ、当該特許の対象とならない製品への入れ替えを進めてきました。

(今後につきまして)

販売の差し止めを命ずる東京地方裁判所の判決が確定したことにより、2011年9月以降は、当該訴訟の対象製品は販売が出来なくなりましたが、既に現行製品への入れ替えも終了しておりますので、引き続き安心して当社製品をお使いいただけます。当社としては、今後とも他社の知的財産権を尊重し、慎重に開発及び販売を行う所存ですので、従前どおりプレジール製品をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

また、当該特許の無効に付きましても、知的財産高等裁判所では認めていただけませんでした。新たな主張も加え引き続き主張を継続してまいる所存ですので、販売代理店の皆様におかれましては、引き続きご支援の程宜しくお願い致します。